

令和5年5月2日

医療機関の管理者 様

広島市保健所長
(環境衛生課医務係)

**新型コロナウイルス感染症の院内感染に関する
保健所への報告及び相談について（通知）**

医療行政の推進については、平素よりご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このことについて、令和5年4月28日付けで厚生労働省医政局地域医療計画課から別添のとおり事務連絡がありました。

ついで、今般の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後においても、同感染症による院内感染対策は重要であることから、院内の感染対策の徹底を図られるとともに、院内集団感染の発生が疑われる場合には、インフルエンザ及びノロウイルス感染症等に係る対応と同様に、下記のとおり広島市保健所環境衛生課医務係へ報告していただきますようお願いいたします。

記

1 報告基準

- (ア) 同一の感染症による又はそれによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
- (イ) 同一の感染症の患者又はそれが疑われる者が10名以上又は全入院患者等の半数以上発生した場合
- (ウ) (ア) 及び (イ) に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症の発生が疑われ、特に医療機関の管理者が必要と認めた場合

2 報告先

広島市保健所環境衛生課医務係
電 話 082-241-1585
F A X 082-241-2567
E-Mail imu-yakumu@city.hiroshima.lg.jp

3 報告様式

別紙1「発症者調査票」により院内感染が終息するまでの間、概ね1週間ごとに報告してください。終息後は、別紙2「院内感染報告書」を提出してください。

※なお、報告様式については、広島市ホームページにも掲載していますので、御活用ください。

広島市公式ホームページ → ■ ページ番号で探す

14558



→「病院に関する手続・管理」

14565



→「診療所に関する手続・管理」

《問い合わせ》

担当 環境衛生課医務係

電話 082-241-1585